

令和3年5月18日
最終改正 令和3年5月19日

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（13）」（令和3年5月18日）（以下「措置（13）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（13）の1に基づく措置の対象国・地域（下記2及び3の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時

2. 措置（13）の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域（下記3の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1及び2前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)

※5月18日に「措置（13）の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域（下記3の国・地域を除く）」として指定されたスリランカについては、5月19日より「措置（13）の1及び2に基づく措置の対象国・地域」へと指定を変更しました。

3. 措置（13）の1及び2に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1及び2前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	2後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)

インド、パキスタン、ネパール、モルディブ、バングラデシュ	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時	令和3年5月20日午前0時
スリランカ	令和3年5月18日(2後段に基づく措置については、5月19日)	令和3年5月21日午前0時	令和3年5月21日午前0時

(以上)